第5回歯科口腔保健の推進に関する専門委員会

「目標」に関する整理

中間評価の実績値において既に目標に到達している項目について

- 1. 別表第一 歯科疾患の予防における目標
- (2) 学齢期
- ② 中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少

歯科疾患実態調査により、平成 11 年では 23.3%、平成 17 年では 25.1%と微増 していた。歯肉炎は正しい歯口清掃を行うことにより、可逆的に改善するため、適 切な歯科保健指導が実施されれば、状況は好転するものと考えられる。実現可能性 を含め、上記の事項を総合的に勘案して、目標値が設定された。

<u>すでに目標は達成されたものの、平成11年から平成17年では増加傾向を示した</u>ように変化しやすいため、慎重な評価が必要である。

目標

① 中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合の減少 20%(平成 34 年度)

直近の実績値(平成 28 年 歯科疾患実態調査) 中学生・高校生における歯肉に炎症所見を有する者の割合 19.8%

○今後も引き続き慎重な評価が必要であり、現行の目標を維持してはどうか。

(4) 高齢期

- ③ 60歳で24歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加
- ④ 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加

60歳で24 歯以上の自分の歯を有する者の割合については、平成5年では44.1%、平成11年では58.3%、平成17年では60.2%といった結果が示すように、増加傾向に減衰が認められた。平成11年と平成17年のデータのみを用い、推計値を求めたところ66%であったため、目標値を70%に設定した。

80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合については、歯科疾患実態調査の過去3回分のデータをもとに回帰分析を行ったところ、平成34年度の推計値が46%になったことにより、目標値を50%と設定した。

中間評価において既に目標に到達している。

目標

- ③ 60 歳で 24 歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加 70% (平成 34 年度)
- ④ 80歳で20歯以上の自分の歯を有する者の割合の増加 50%(平成34年度)

直近の実績値(平成 28 年 歯科疾患実態調査)

- ③ 60 歳で 24 歯以上の自分の歯を有する者の割合 74.4%
- ④ 80 歳で 20 歯以上の自分の歯を有する者の割合 51.2%
- <u>〇平成17年から平成28年のデータより、今後も増加することが見込まれるため、</u> 新たな目標を設定してはどうか。

2. 別表第四 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備における目標

生涯を通じた歯科口腔保健に関する施策を総合的に推進するために、社会環境の整備は重要であり、歯科疾患の予防等、他の領域を支える要素となっている。従って、目標を達成した都道府県数を指標としている次の項目については、健康格差や地域格差の縮小を目指す観点から、基本的に 47 都道府県が達成することを目指してはどうか。

② 3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加 3歳児健康診査の過去のデータ(平成16~21年)を用いて、3歳児でう蝕のない者の割合が80%以上であった都道府県数を年度ごとに算出し、得られたデータをもとに回帰分析による予測を行い、目標を設定した。

中間評価において既に目標に到達している。(平成25年に目標を達成)

目標

② 3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県の増加23 都道府県(平成34年度)

直近の実績値(平成27年 厚生労働省実施状況調べ(3歳児歯科健康診査)) 3歳児でう蝕がない者の割合が80%以上である都道府県 26都道府県

○新たな目標として、47 都道府県へ変更してはどうか。

③ 12歳児の一人平均う歯数が 1.0 歯未満である都道府県の増加 学校保健統計調査の過去のデータ(平成 19~23 年)を用いて、12歳児の一人平 均う歯数が 1.0 未満であった都道府県数を年度ごとに算出し、得られたデータをも とに回帰分析による予測を行った。

中間評価において既に目標に到達している。(平成28年に目標を達成)

目標

③ 12歳児の一人平均う歯数が 1.0 歯未満である都道府県の増加 28 都道府県(平成 34 年度)

直近の実績値(平成28年 文部科学省「学校保健統計調査」)

12 歳児の一人平均う歯数が 1.0 歯未満である都道府県 28 都道府県

〇新たな目標として、47都道府県へ変更してはどうか。

④ 歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している都道府県の増加 平成24年時点で、条例制定が進行中である都道府県が4カ所、県の歯科医師会 レベルで検討している都道府県が6カ所であることから、条例を制定する都道府県 数は平成34年度までに36カ所前後に達するものと予想。

条例を制定した都道府県は、平成 26 年には 41 都道府県、平成 27 年には 43 都 道府県であり、すでに目標を達成している。

目標

④ 歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している都道府県の増加 36 都道府県(平成34年度)

直近の実績値(平成 29 年 厚生労働省歯科保健課調べ) 歯科口腔保健の推進に関する条例を制定している都道府県 43 都道府県

○ <u>新たな目標値として、47 都道府県へ変更してはどうか。ただし、各都道府県の</u> <u>歯科口腔保健推進に関する目標・計画の策定状況や、その目標に向けての施策</u> の推進や目標の達成状況等を考慮するべきではないか。